

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年9月 14 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第2200038号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第2200033号

第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年3月30日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成8年3月30日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成8年3月30日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成8年3月30日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年3月の標準報酬月額については36万円とする。

平成8年3月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失年月日が平成8年3月30日となっているが、私は、同社には同年3月31日まで在籍していたので、資格喪失年月日は同年4月1日になるはずである。

平成8年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる給料明細等を提出するので、調査の上、同年4月1日を資格喪失年月日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 雇用保険の加入記録、請求者から提出されたA社に係る給料明細及び平成8年分給与所得の源泉徴収票並びに事業主の回答及び陳述により、請求者は、請求期間において同社に継続して

勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給料明細において確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額から、30万円とする必要がある。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成8年3月30日から同年4月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 上記の給料明細、源泉徴収票及び事業主の回答により、請求者の請求期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は36万円であると認められ、上記1の訂正後の標準報酬月額（30万円）より高額であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第2200049号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第2200008号

第1 結論

昭和55年*月から昭和58年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和58年10月まで

私の国民年金の加入手続については、詳しい時期及び場所は分からぬが、母が行ってくれたと思う。請求期間の私の国民年金保険料については、母が、姉の分と一緒に、隣に住むA郡B町(現在は、C市D区)の役場に勤めていた職員に現金を渡して納付してもらっていたと、姉から聞いている。

母は、姉妹平等にするという思いが昔から強く、2歳上の姉の国民年金保険料を納めた記録があるのに、私の請求期間の保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、当該期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、姉から、母親が姉の分と一緒に、隣に住むB町役場に勤めていた職員に現金を渡して納付してもらっていたと聞いていると陳述しているところ、i) 請求者の姉に照会したものの、請求者が姉から聞いているとする内容以外の事情は得られないこと、ii) 請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっている上、請求者は、母親が保険料納付を依頼していたとする職員に当時のことを確認することは希望していないため、両人から証言を得られないこと、iii) C市は、請求期間当時、B町役場に勤めていた職員に現金を渡して国民年金の保険料を納付してもらえたか否かは資料がないため不明と回答していることから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、

請求者に当該期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者から提出された年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に記載されている、「昭和 58 年 11 月 24 日」より前に請求者が国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、C市は、請求期間当時の国民年金加入者に係る資料について、当時の記録を確認できる資料は保管していない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。